カントリーレポート:ロシア(予定稿)

長友 謙治

1. はじめに

かつてのソ連は、世界有数の穀物輸入国として穀物需給に多大な影響を及ぼす存在であった。ソ連の穀物輸入量は、最大となった 1985 年には 46.3 百万 $^{|}$ (うち小麦 21.4 百万 $^{|}$)、トウモロコシ 18.6 百万 $^{|}$) に上り、世界の総輸入量に占めるソ連の割合は、小麦で 22%、トウモロコシで 26%に達した 1 。

1991年末のソ連崩壊後、かつての連邦内の穀物生産地域はロシア、ウクライナ、カザフスタンに分かれたが、近年、これら諸国が新興穀物輸出国として世界の穀物市場で重要な地位を占めるようになってきた。ロシアが穀物純輸出国に転じたのは 2001 年と遅かったが、それ以降急激に輸出量を増加させ、旧ソ連諸国で最大の穀物輸出国となっている²。

しかしながら、新興穀物輸出国として台頭する一方で、ロシアの穀物生産・輸出には不安定さがつきまとう。ロシアの自然条件は厳しく、干ばつや冬期の厳寒による不作が数年おきに繰り返される。また、政策上国内への穀物安定供給確保の優先度が高く、しばしば輸出禁止等の強力な措置が採られてきた。2010年に発生した歴史的な干ばつによる凶作の際には1年近く穀物輸出が禁止され、2007年から08年にかけて穀物価格が世界的に高騰した際にも、ロシアは輸出関税の賦課によって穀物輸出を実質的に停止し、そのことが当時の「世界食料危機」の一因ともなった。このように、輸入国から輸出国へと立場は逆転したものの、ロシアは依然として世界の穀物市場における不安定要因という評価から解放されていない。

また、ロシアの農業は、今後も姿を変えていく可能性がある。ロシアの小麦輸出が 2000 年代に拡大した理由として、低い生産コストを背景とした低価格がしばしば指摘されるが、農業生産資機材の価格は穀物価格を上回るペースで上昇しており、価格面での優位性を今後も維持することができるかは不透明である。また、ロシアが穀物輸入国から輸出国に転じた最大の理由は、ソ連崩壊後の畜産業の衰退と畜産物輸入の増加であるが、「食料安全保障」の観点から畜産物などの自給率向上に向けた政策が強化されており、それによって今後穀物の輸出余力が影響を受ける可能性も否定できない。世界の食料需給における変動要因としてロシアの農業・農政の動向を把握する必要性は今後とも大きい。

このカントリーレポートでは、ロシアの政治体制や経済動向について農業とも関連づけながら概観するとともに、世界の農産物需給への影響の大きさという観点から、穀物に力点を置いてロシアの農業・農政について記述する。今回は言及できなかった事柄も多く、内容的にはいまだ不十分と言わざるを得ない。今後一層充実を図っていきたいと考えているので、御関心をお持ちの皆様から忌憚のない御指摘をいただければ幸いである。

2. 政治体制

現在のロシアは、中央集権的色彩の強い連邦制国家であり、連邦中央の政治制度の上では「大統領権力の相対的優位性を特徴とする三権分立体制を基礎とする大統領国家」3であるとされる。本節では、この基本的認識を踏まえながら、ロシアの政治体制の中核をなす連邦制、連邦大統領、首相・連邦政府、連邦議会について、制度を中心に整理した。

(1) 連邦制4

ロシア連邦は、連邦構成主体によって構成される連邦国家である。連邦構成主体には、共和国、地方、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区の6つの種類があるが、連邦国家機関との関係ではすべての連邦構成主体が同権とされている(ロシア連邦憲法(以下「憲法」)第5条)。現在、連邦構成主体の総数は83(共和国21、地方9、州46、連邦的意義を有する市2(モスクワ、サンクト・ペテルブルグ)、自治州1、自治管区4)である。

ロシアにおける連邦と連邦構成主体の関係については、エリツィン政権時代、独自性を 強めようとする連邦構成主体に対して連邦中央が譲歩を重ねた結果、政治的・経済的な混 乱を産み、プーチン政権下において連邦中央への再集権化が図られた経緯がある。

エリツィン政権(1991-99年),特にその後半においては,連邦議会下院で野党の共産党が第一党となったため,政局安定のため連邦議会上院を味方につける必要があり,当時の制度上自動的に上院議員に充てられていた連邦構成主体の首長及び議会議長への譲歩を余儀なくされたことに加え⁵,98年金融危機に際して連邦構成主体が独自に市場経済化に逆行するような規制を行ったことが連邦と連邦構成主体との間の政策や法令の齟齬に拍車を掛け,国家としての法的・経済的一体性が損なわれる状況に陥っていた。

このため、エリツィン政権末期から連邦中央への再集権化の動きが出始めたが、それが本格的に実施されることとなったのはプーチン政権(2000-08 年)になってからである。 具体的には、連邦憲法と矛盾する連邦構成主体の法令の修正が進められたほか、連邦中央が連邦構成主体を統制する仕組みとして、2000 年に「連邦管区」が設けられ6、それぞれに「大統領全権代表」が置かれた。また、2004 年には連邦構成主体の首長の選任手続きが改められ、住民による公選制から連邦大統領による事実上の任命制(連邦大統領が提案する候補者を連邦構成主体の議会が承認する方式)へと変更された。

なお、連邦構成主体首長の選任手続きにはその後さらに修正が加えられ、現在は連邦構成主体議会第一党が複数の候補者案を提案し、その中から連邦大統領が首長候補者を選任して連邦構成主体議会に提案するものとされており、連邦構成主体首長の選任に連邦構成主体議会第一党の意向が反映される仕組みとなった(連邦構成主体機関組織法7第18条)。

連邦及び連邦構成主体の間の権限配分の大枠は憲法に定められており、連邦の専管に属する事項(憲法第71条)及び連邦と連邦構成主体の共管に属する事項(同第72条)以外は連邦構成主体の管轄に属するものとされている(同第73条)。また財源の面では、連邦

構成主体の管轄に属する事項及び連邦と連邦構成主体の共管に属する事項については、原則として連邦構成主体自らの財源で遂行すべきものとされている(連邦構成主体機関組織 法第26条の2及び第26条の3)。

これを農業・農政との関係で具体的に見ると、「連邦政策の基礎及び連邦計画の確立」や「対外経済関係」が連邦の専管とされる一方で、「農業生産に係る支持」が連邦と連邦構成主体の共管とされている。したがって「農業生産に関する支持」は、原則として連邦構成主体自らの財源で実施すべきものという位置づけになるが、「連邦特別計画に規定される事項」はこれから除外されている(連邦構成主体機関組織法第26条の3第2項第9号)。後ほど見るように、農業分野でも農業発展法に基づく「農業発展計画」を中核としていくつもの連邦計画が策定されており、その実施のため連邦予算から連邦構成主体予算に対して補助金が交付されている。かくして、農業・農政においては、連邦構成主体の独自性を前提としつつ、連邦計画と補助金によって連邦全体の政策的統一を図る仕組みが構築されている。

(2) 連邦大統領8

ロシア連邦の元首は連邦大統領である。連邦大統領は国民の直接選挙によって選出される。1993年に制定された現行憲法の下で、連邦大統領の任期は4年とされてきたが、2008年の憲法改正で6年に延長された。同一人物は連続2期を超えて大統領の職にあり続けることができない(憲法第81条)。

歴代の連邦大統領とその在任期間は、ボリス・エリツィン(第 1 期 91 年 7 月~96 年 7 月9, 第 2 期 96 年 7 月~99 年 12 月)、ウラジーミル・プーチン(1999 年 12 月エリツィン大統領の任期満了前辞任を受けて大統領代行を務めた後、第 1 期 2000 年 5 月~04 年 5 月、第 2 期 04 年 5 月~08 年 5 月)、ドミトリー・メドヴェージェフ(2008 年 5 月~2012 年 5 月)である。2012 年 3 月 4 日に実施された大統領選挙ではプーチンが当選し、同年 5 月 7日に 3 期目となる大統領職に就任した。新たな任期は 2018 年までの 6 年間となる。

1) 連邦大統領と連邦議会(下院)との関係

ロシア連邦憲法においては、大統領が相対的に優位に立つ形で連邦大統領と連邦議会 (下院)の間の調整を図る仕組みが設けられている。

連邦法の制定を巡っては、大統領には連邦議会で可決された法律に対する拒否権が認められており、連邦議会が大統領による拒否権行使を覆すためには、上下両院で議員総数の3分の2以上の賛成をもって法律を再可決しなければならない(憲法第107条)。

首相(連邦政府)との関係を巡っては、まず、首相の任命(大統領が連邦議会下院の同意を得て行う)に当たり下院が大統領の提案した首相候補を3回にわたって拒否した場合、大統領は、首相を任命するとともに下院を解散し、下院選挙を公示するものとされている(憲法第111条)。さらに、連邦議会下院による連邦政府不信任決議に対しては、連邦大統領には連邦政府の総辞職を公示するか、又は不信任決議に従わないとの選択肢が認めら

れており、大統領が後者の途を選び、下院が3か月以内に再度政府不信任を可決した場合には、大統領は連邦政府の総辞職を公示するか、又は下院を解散して下院選挙を公示するものとされている(憲法第117条)。

2) 連邦大統領と首相(連邦政府)との関係

ロシアは、フランスと同様、実権を持つ大統領が首相(連邦政府)と執行権力を分掌する政体を採っている。連邦大統領は、連邦議会下院の同意を得て首相を任命するとともに、首相の提案に基づいて副首相及び大臣を任命・解任し(憲法第83条)連邦政府を組織する。また連邦大統領は連邦政府の総辞職を決定することができる(憲法83条及び117条)。

大統領主導の国家運営を支える組織として大統領府が置かれている。大統領府は、長官 ¹⁰, 副長官,補佐官等の幹部の下,大きな権限と強力なスタッフを擁し,各省庁の上に立って基本的な政策の立案・統合を行う機能を担っている¹¹。

連邦省庁の多くは首相(連邦政府)の下に置かれるが、外交、安全保障、治安維持等に 係る省庁は大統領直属とされている。具体的には、外務省、国防省、内務省、法務省、連 邦保安庁等がこれに当たる。

農業分野は首相(連邦政府)の下で連邦農業省が所管しているため、大統領が農政の前面に出てくる場面は多くはないが、都市と農村の経済格差の是正や食料安全保障の確保は重要な政策課題となっており、プーチン政権第2期に大統領の「優先的国家プロジェクト」の一つとして農業が取り上げられ、農村の生活環境整備や畜産物自給率向上のための畜産振興等の対策が講じられた。また、メドヴェージェフ前大統領(現首相)は、プーチン政権下の副首相として「優先的国家プロジェクト」全体の責任者を務めたほか、大統領在任当時には穀物輸出の促進やそのためのインフラ整備に意欲を示していた。

(3) 首相·連邦政府¹²

ロシア連邦の首相は、正式には「政府議長」といい、連邦大統領の任命を受けて執行権力を分掌し、連邦政府を主宰して主に経済・社会分野を担当する。2012 年 5 月、プーチン前首相が再び大統領に就任したことに伴い、ドミトリー・メドヴェージェフ(前大統領)が首相に任命された。首相の下には、第一副首相(イーゴリ・シュヴァロフ)と 6 人の副首相が置かれ、担当分野を分けて省庁の指揮・監督に当たる。農林水産分野を担当するのはアルカジー・ドヴォルコヴィッチ副首相¹³である。

現在,連邦政府には 15 の省が置かれている。庁には各省に置かれるものもあるが,それらとは別に,連邦政府の下には省から独立して 20 の庁が置かれている。農林水産分野のうち農業は連邦農業省,林業は連邦林業庁,漁業は連邦漁業庁がそれぞれ担当している。省と庁の関係はしばしば変更されるが,第3期プーチン政権においては,連邦林業庁は連邦天然資源・環境省,連邦漁業庁は連邦農業省の下に置かれることとなった。連邦農業大臣はニコライ・フョードロフ14,連邦林業庁長官はヴィクトル・マスリャコフ,連邦漁業

庁長官はアンドレイ・クライニーが務める。

(4) 連邦議会15

ロシアの連邦議会は、各連邦構成主体の代表としての上院と全国民の代表としての下院 で構成される二院制を採用している。両院の概要は以下のとおりである。

1) 上院(連邦院)

ロシア連邦議会の上院は、正式には「連邦院」16といい、連邦構成主体の代表によって構成される。各連邦構成主体に対し執行機関及び立法機関の代表として2つの議席が一律に割り当てられており(憲法第95条)、総議席数は166となっている。現在の上院議長はヴァレンティナ・マトヴィエンコ¹⁷(2011年9月就任)である。上院には10の常設委員会があり、農業分野については「農業・食品政策及び自然利用委員会」(ゲンナジー・ゴルブノフ委員長、アストラハン州選出)が置かれている。

上院には、最高裁判所等の判事の任命、検事総長等の任免、戒厳令や非常事態宣言の発 令に係る大統領令の承認等の権限が付与されている(憲法第102条)。

上院議員の選任方法は、発足時の1993年のみ公選制が採用されたが、95年の制度改正以降は選挙によらない方法で議員が選任されている。その選任方法も何度か変更されており、連邦構成主体の首長と議会議長を自動的に上院議員とする時期もあったが、2011年1月から適用されている現在の方式では、各連邦構成主体において、連邦構成主体議会議員又は当該連邦構成主体内の地方自治体議会議員を候補者として、その中から、執行機関代表の上院議員は連邦構成主体首長の指名によって、また立法機関代表の上院議員は連邦構成主体議会における議長からの提案とこれに対する投票によって、それぞれ選任される仕組みとなっている。かくして、連邦議会上院議員の選任においても実質的に連邦構成主体議会第一党が重要な役割を担うこととなるよう制度が構築されている。

2) 下院(国家院)

ロシア連邦議会の下院は、正式には「国家院」¹⁸といい、18歳以上の国民の直接選挙で選出される議員によって構成され、議員定数は450人である(憲法95条)。議員の任期は発足以来4年であったが、2008年の憲法改正によって5年に延長されており¹⁹、2011年の選挙で選出された議員から5年の任期が適用される。

現在の下院議長はセルゲイ・ナルィシュキン²⁰ (2011 年 12 月就任) である。下院には 29 の委員会が設けられ、農業分野については「農業問題委員会」(ニコライ・パンコフ委員長、統一ロシア) が置かれている。

下院には、大統領が行う首相任命への同意、連邦政府の信任、中央銀行総裁の任免等の権限が付与されている(憲法第 103 条)。また、立法においては下院の優越が確保されている。法案は下院で先議され、下院を通過して上院に送付された法案が 14 日以内に審議

されない場合には承認したものとみなされるほか、上院が法案を否決した場合でも下院は 3分の2の多数決で法案を再可決することができるものとされている。

ロシア連邦の下院選挙は、1993年、95年、99年、2003年、07年、11年に実施されており、選挙制度は、03年の選挙まで小選挙区比例代表並立制(450議席のうち半分を全国1区の比例代表制、残り半分を小選挙区制で選出)を採用していたが、2007年の選挙から全国一区の比例代表制に改められた。投票は政党に対して行われる。

現在下院に議席を持つ政党は、政権与党の「統一ロシア」(ウラジーミル・プーチン代表)、左派のロシア連邦共産党(ゲンナジー・ジュガーノフ委員長)、極右派の自由民主党(ウラジーミル・ジリノフスキー代表)、中道左派の公正ロシア(セルゲイ・ミロノフ党首)である。

前回 2007 年 12 月の下院選挙では、統一ロシア 315, 共産党 57, 自由民主党 40, 公正ロシア 38 であり、政権与党の統一ロシアが議席の 70%と圧倒的多数を占めたが、2011 年 12 月の選挙では、統一ロシア 238, ロシア連邦共産党 92, 公正ロシア 64, 自由民主党 56 となり、統一ロシアの割合は 53%に低下した²¹。

今回の下院選挙における不正の指摘を契機として、プーチン・統一ロシア体制への批判の動きも高まりを見せており、今後の政治動向が注目される。

3. 経済·貿易

(1) 経済概況22

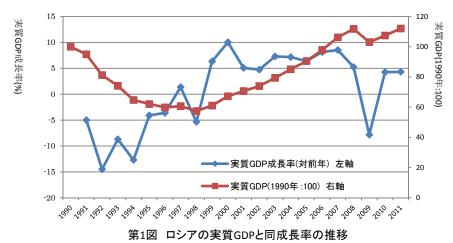
ロシアの経済は 1990 年代に大きく縮小した。第1図に示されるとおり,実質 GDP 成長率は 1997 年にプラス 1.4%となったのを除いて 98 年までマイナスが続いた。実質 GDP は,1990 年(ソ連邦解体の前年)を 100 とすると,ロシア金融危機が発生した 1998 年には最低の 57 まで縮小した。90 年代におけるロシア経済縮小の主な原因は投資の減少であり,これは,企業のほぼ全面的な国有制度の下で,企業利潤の大半を国家財政に吸収し,投資の大半を国家財政によって賄っていたソ連時代の「国家財政を通じた拡大生産メカニズム」が崩壊したことによるものであると指摘されている²³。

1998年にはロシア金融危機が発生したが、これに伴うルーブルの切下げを契機としてロシア経済は回復に転じた。金融危機直前の98年7月末に1ドル=6.2ルーブルであった為替レートは12月末には1ドル=20.7ルーブルへと下落し、これが輸入代替による製造業や農業の復活を可能にした。

為替レートは程なく実質で上昇に転じたため、ルーブル切下げの効果は長くは続かなかったが、石油価格の急激な上昇はロシア経済が引き続き急速に成長することを可能にした。ロシアの実質 GDP 成長率は 1999 年から 2008 年まで年平均 6.9%という高い水準を維持し続けた。2000 年代におけるロシアの実質 GDP 成長の主たる要因となったのは、投資ではなく家計消費であり、石油価格の高騰に伴う貿易利得の増大が、賃金水準の上昇などを

通じて家計消費を増加させるというメカニズムによって急速な経済成長が実現したと指摘されている 24 。なお、この時期の経済成長は確かに急速であったが、90年代に GDP が 4 割も縮小しているため、実質 GDP が 1990年水準を超えたのは 2007年であり、2011年の実質 GDP も 1991年を 100として 112となっている。

2008年後半からロシアにも世界金融危機が波及し、資本流出に伴う資金繰りの悪化等により経済が縮小した。2008年は通年では5.2%の実質GDP成長率を維持したが、2009年には実質GDP成長率は-7.8%と大幅なマイナスとなった。その後、2010年には石油価格の上昇もあって4.3%のプラス成長を取り戻し、11年にも同じ成長率を維持している。



資料:ロシア統計年鑑[34],ロシア連邦統計庁ウェブサイト[33].

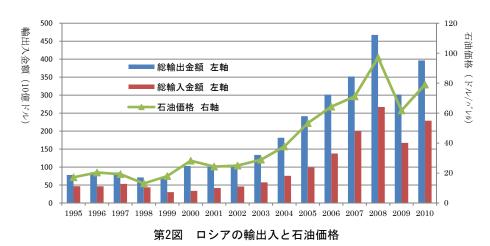
石油や天然ガス等の豊富な資源の存在は、ロシア経済の最大の強みである反面、大きな問題を伴っている。ロシア経済については、資源輸出の増大に伴う貿易黒字の拡大が為替相場を上昇させ、輸入の増加と製造業の競争力低下を招く「オランダ病」が以前から指摘されている。また、2009年のマイナス成長の大きな要因となった資本流出は、石油価格の下落に伴うロシア経済の先行き懸念に起因するものであり、石油に依存するロシア経済の脆弱性を如実に示した。

ロシア経済の課題は、こうした過度の石油依存から脱却して経済の多様化を図ることである。ロシア政府が2008年に決定した「ロシア連邦の2020年までの中長期社会・経済発展コンセプト」においても、イノベーションを通じて高度な製造業の発展を目指すことがうたわれており、その実現が問われている。

(2) 貿易概況

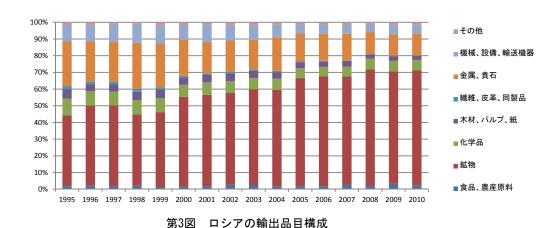
ロシアの貿易構造は、第2図²⁵に見られるとおり大幅な輸出超過である。特に2000年代において総輸出金額と貿易黒字額が急激に増加し、貿易黒字額は2008年には2千億ドルに達した。第2図では、総輸出入金額の推移と対比して、ロシアの主要輸出品目である石油価格の動向も併せ示した。総輸出金額の品目内訳については次に具体的に見るが、こ

の図からもロシアの輸出が石油に依存しており、2000年代には石油価格の高騰によって多額の貿易黒字が生まれたことが明らかに見て取れる。



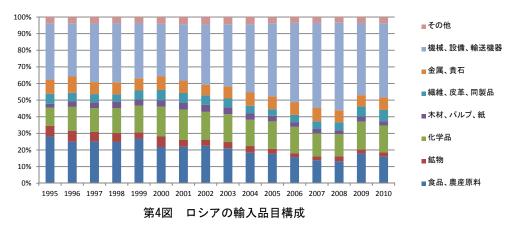
資料:輸出入金額はロシア連邦統計庁ウェブサイト[33]. 石油価格はIMFウェブサイト[39]の平均価格.

ロシアの総輸出金額の品目構成は第 3 図のとおりである。最大の割合を占めるのは「鉱物」であるが、その大部分は石油・天然ガスである。石油等の価格が現在より低かった 1990 年代後半においても、総輸出金額のうち「鉱物」が 40~50%を占めていたが、2000 年代には石油等の価格上昇を反映してその割合が高まった。近年では総輸出金額の約 7 割を占めるようになっており、輸出における石油等への依存度の高まりが顕著である。



資料:ロシア連邦統計庁ウェブサイト[33].

一方,総輸入金額の品目構成は第4図のとおりである。輸入のうち大きな割合を占めるのは「機械,設備,輸送機器」、「食品、農産原料」、「化学品」である。具体的には、電気機器、自動車等の輸入が多く、輸出と合わせてみると、石油等の輸出による貿易黒字の増大がルーブル高を招き、製造業製品の輸入増加が国内産業を圧迫する「オランダ病」の構図が見て取れる。



資料:ロシア連邦統計庁ウェブサイト[33].

(3) 農水産物貿易

ロシアは、近年、新興穀物輸出国として台頭がめざましいが、農水産物貿易全体としては大幅な輸入超過が続いており、純輸入国に止まっている。ロシアの貿易額が最大となった 2008 年を見ると、HS 第 1 類から第 24 類に属する農水産物については、輸出総額 84 億ドルに対し輸入総額は 334 億ドルで、250 億ドルの輸入超過であった。

同年の農水産物貿易額を品目別に見ると、輸出超過となったのは、第 10 類「穀物」、第 11 類「穀粉等」、第 14 類「その他植物性生産品」のみであり、大半を占める第 10 類「穀物」の輸出超過額は 28 億ドルであった。一方、穀物等 3 品目以外はすべて輸入超過であり、輸入超過額が多い品目は、第 2 類「肉」(輸入超過額 72 億ドル)、第 8 類「果実」(同 44 億ドル)、第 22 類「飲料・アルコール等」(同 22 億ドル)、第 7 類「野菜」(同 17 億ドル)、第 3 類「魚等」(同 16 億ドル)、第 4 類「酪農品等」(同 13 億ドル)などであった。総じて、ロシアの農水産物貿易は、単価の安い穀物を輸出して単価の高い食品を輸入する構造となっている。とりわけ、食肉の輸入金額は穀物の輸出金額の 2 倍を超えており、安価な原料を輸出して高価な製品を輸入する関係にも例えることができる。ロシアにおいては、こうした貿易構造を背景として食料安全保障論が高まり、畜産物を中心とする農産物の自給率向上が重要な政策課題となっている。これについては 5 . で改めて触れる。

4. 農業概観26

(1) 農業生産

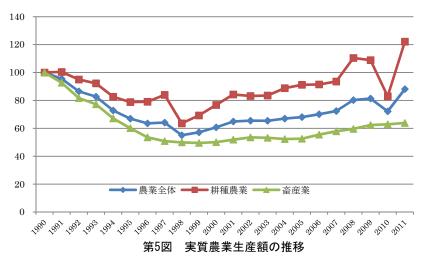
1) ソ連崩壊後の農業生産の推移

ソ連崩壊後のロシアの農業生産は、経済全体と同様、1990年代には市場経済への移行に伴う混乱の中で大きく縮小し、1998年のロシア金融危機を転機として回復に転じた。

第5図にソ連末期の1990年を100とする実質農業生産額の推移を示した。最初に農業

全体を見ると、生産額は90年以降概ね減少が続き、98年には干ばつ等による穀物の凶作もあってソ連崩壊後最低の55まで落ち込んだが、その後回復に転じ、歴史的な干ばつに見舞われた2010年を除いて生産額は概ね増加を続けた。ただ、実質GDPが同じく1990年を100として2011年には112に達し、既にソ連時代末の水準を超えているのに対し、同年の実質農業生産額は88に止まり、ソ連時代末の水準を回復できていない。

耕種・畜産別に見ると、耕種農業でも生産額は 90 年代に大きく減少し、98 年には 64 まで縮小したが、その後回復が進み 2008 年には 90 年の水準を超えた。2010 年には干ばつの影響で 83 と減少したものの、2011 年には再び 122 と増加している。これに対し畜産業の生産額は、1998~2000 年に 50 と耕種農業より大幅かつ長期にわたって低迷した。その後生産は回復に向かったものの、そのテンポは遅く、2011 年においても生産額は 64 に止まっている。畜産業は現在も農業生産額の半分弱を占めており、その回復が進まないことが農業生産額が 90 年の水準を回復できない理由となっている。

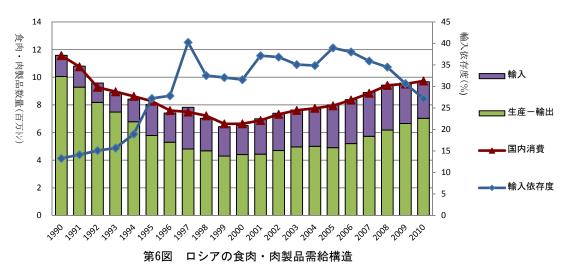


資料:ロシア連邦統計庁ウェブサイト[33]. 注.1990年を100とする実質値.2011年は暫定値.

1990年代にロシアの農業生産が縮小した主な理由は、ソ連時代に農業の再生産を支えていたシステムが崩壊したことにある。最も強く打撃を受けたのが畜産業であった。ロシアの畜産業については従来から生産性の低さが指摘されてきたが、ソ連時代には国策として畜産物の国内生産と消費者への安価な供給が確保されていた。畜産物は原価を基礎とする価格で生産者から買い上げられ、消費者に対しては生産者価格を下回る小売価格で販売された。その差額は国家財政から補填され、生産者に対してはこれに加えて安価な資材供給等の措置も講じられていた。また、畜産物を国内で生産するために不足する飼料穀物は輸入で補われた。これらに要する財政負担は莫大なものであった。

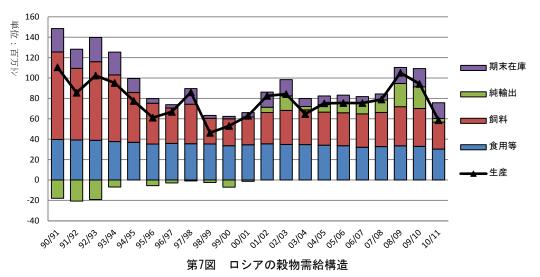
ソ連崩壊後こうした政策が廃止された結果,畜産物の小売価格は大幅に上昇し,所得水準の下落と相まって畜産物需要が大きく縮小した。加えて農産物貿易の自由化によって増加した輸入畜産物が縮小した畜産物需要を国産の畜産物から奪っていった。こうしてロシアの畜産業は1990年代に急激に縮小した。2000年代に入ると経済成長と所得水準の向上

を背景として畜産物重要は回復に転じたが、輸入畜産物の圧力は依然残り、2000年代前半まで国内生産の回復は緩やかなものに止まった。このような経過は90年以降のロシアの食肉・肉製品需給構造の変化をまとめた第6図に明確に示されている。



資料:ロシア連邦統計庁ウェブサイト[33]. 輸入依存度は「輸入/国内消費」で筆者算出.

一方, 耕種農業においては, 90 年代には市場経済移行に伴う混乱や畜産の縮小による飼料需要減少のため生産が縮小したが, 98 年金融危機の際のルーブル切下げが価格競争力を与え, これを契機として生産が回復に転じた。第7 図に 90 年度以降の穀物需給構造の変化を示したが, この図からは, 90 年代には飼料穀物需要が減少したが生産も減少したため穀物輸入が続いたこと, 98 年度以降, 穀物生産が増加に転じる一方で飼料穀物需要の増加は緩やかだったため輸出余力が生まれ, 2001 年度以降穀物の純輸出国に転じたことが読み取れる。



資料: USDA[41]. 純輸出の負の値は純輸入. 年次はロシアの農業年度(7月1日~翌年6月30日).

2) 耕種農業の動向

(i) 収穫量

主な耕種作物の収穫量の推移を第1表に整理した。

穀物・豆類²⁷においては、1990 年代に収穫量が減少し、90 年代後半を底として回復に転じた品目が多い。そのうち小麦、トウモロコシは既に90 年代前半の水準を超えている。大麦は回復が見られるが90 年代前半と比べれば低い水準に止まる。ライ麦、エン麦は減少傾向が続いており、豆類も顕著な回復は見られない。こうした品目による違いには、輸出可能性の大小や価格動向等が影響していると考えられる。

工芸作物では、テンサイ、大豆の収穫量が小麦等と同様の推移を示し、既に 90 年代前半の水準を超えている。ヒマワリは 90 年代前半から収穫量が増加し続けている。

馬鈴薯については、ロシアでは自給的な生産の割合が高く、90年代の経済混乱期には食料として重要な役割を担った。こうした事情を反映して、収穫量は 90年代前半が最も多く、その後徐々に減少している。

野菜についても,馬鈴薯と同様に自給的な生産の割合が高いため,90年代においても生産量は減少せず,また,2000年代に入ると,経済成長に伴う食生活の向上を反映して生産量が徐々に増加している。

飼料作物については、代表例として多年生牧草の干草を取り上げたが、畜産の縮小、中でも牛の頭数減少が大きく回復も進んでいないことを反映して生産量の減少が続いており、2005-09年の生産量は90年代前半の半分以下となっている。

	1990-94	1995-99	2000-04	2005-09	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
穀物・豆類	98.6	64.7	76.4	88.6	77.8	78.2	81.5	108.2	97.1	61.0	93.9
小麦	42.1	33.4	42.3	53.5	47.6	44.9	49.4	63.8	61.7	41.5	56.2
大麦	26.1	14.6	17.4	18.1	15.7	18.0	15.6	23.1	17.9	8.4	16.9
ライ麦	11.2	5.1	5.2	3.9	3.6	3.0	3.9	4.5	4.3	1.6	3.0
エン麦	11.3	7.1	5.9	5.2	4.5	4.9	5.4	5.8	5.4	3.2	5.3
トウモロコシ	2.0	1.5	1.8	4.2	3.1	3.5	3.8	6.7	4.0	3.1	6.7
豆類	3.2	1.4	1.7	1.6	1.6	1.8	1.3	1.8	1.5	1.4	2.5
工芸作物											
テンサイ	24.3	15.0	17.1	26.9	21.3	30.7	28.8	29.0	24.9	22.3	46.3
ヒマワリ	3.0	3.4	4.0	6.5	6.5	6.7	5.7	7.4	6.5	5.3	9.6
大豆	0.6	0.3	0.4	0.8	0.7	0.8	0.7	0.7	0.9	1.2	1.7
馬鈴薯	35.0	33.9	28.6	28.7	28.1	28.3	27.2	28.8	31.1	21.1	32.6
野菜	10.0	10.6	11.1	12.1	11.3	11.4	11.5	13.0	13.4	12.1	14.7
飼料作物											
多年生牧草の干草	22.1	14.5	12.7	10.2	11.2	10.0	10.5	9.9	9.3	7.6	i

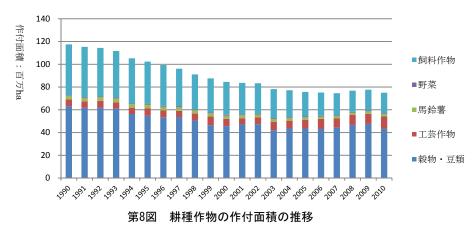
第1表 主要耕種作物の収穫量

資料:ロシア連邦統計庁ウェブサイト[33]. 2011年は暫定値. 単位はいずれも百万Ⅳ.

(ii) 作付面積

耕種作物の作付面積の推移は第 8 図のとおりである。総作付面積は 1990 年には約 1.2 億 ha であったが,近年は 8 千万 ha を下回っており,90 年当時の約 3 分の 2 まで減少している。特に減少が大きかったのは牧草等の飼料作物であり,90 年の約 4.5 千万 ha が 2010

年には 1.8 千万 ha と 4 割の水準まで減少し、いまだ減少に歯止めがかかっていない。穀物・豆類でも 90 年と比較すると作付面積が減少しており、90 年の 6.3 千万 ha が 2010 年には 4.3 千万 ha,11 年暫定値は 4.4 千万 ha となったが、穀物・豆類の作付面積は減少一辺倒ではなく、2007 年から 09 年までは国際的な穀物価格上昇もあり作付面積が増加していた。なお、2010 年には干ばつのため作付面積が減少し、11 年にも影響が残っている。また油糧作物が中心となる工芸作物では、既に 2000 年前後から作付面積が増加し始め、90 年の 6 百万 ha が 2010 年には 11 百万 ha となっている。



資料:ロシア連邦統計庁ウェブサイト[33].2011年暫定値は工芸作物の数値が作成時点で未公表.

第9図は穀物・豆類の作物別作付面積の推移であるが,90年以降概ね大麦,エン麦等の 飼料穀物やライ麦で作付面積の減少が続く一方,小麦の作付面積は微増傾向で推移した。

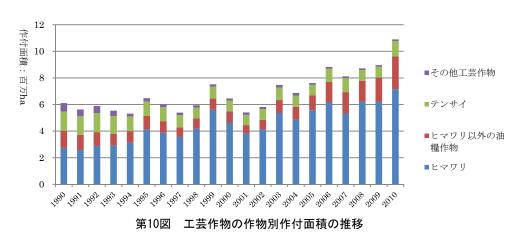


資料:ロシア連邦統計庁ウェブサイト[33],2011年は暫定値.

その結果、穀物・豆類の作付面積全体に占める小麦の割合は、90年には4割弱であったが、最近では6割前後まで上昇しており、穀物生産の小麦集中化が進んでいる。またトウモロコシについても、気候条件が厳しいため絶対量は大きくないが、2000年代前半まで平均70万ha程度で推移してきた作付面積が直近5年間(2007-11年)の平均では約160万haに増加している。小麦、トウモロコシとも代表的な国際商品で、2000年代後半に価格が上昇しており、ロシアの穀物生産が市場動向に敏感に反応している様子が伺える。また

トウモロコシの作付増加は養鶏や養豚の生産拡大に対応したものと考えられる。

工芸作物の作付面積の推移は第 10 図のとおりであり、ヒマワリその他の油糧作物が大宗を占めている。ヒマワリの作付面積は一貫して増加傾向にあり、90 年代前半に 3 百万 ha 弱であったものが直近 5 年間(2006-10 年)では 6 百万 ha を超えている。また、2000年代後半には、大豆、ナタネなどヒマワリ以外の油糧作物の作付面積が急増しており、2000年代前半には約 80 万 ha であったものが直近 5 年間では約 180 万 ha となっている。ここでも商品価値の高い作物への集中が顕著である。



資料:ロシア連邦統計庁ウェブサイト[33]. 2011年暫定値は一部品目の数値が作成時点で未公表.

なお、後ほど収穫量増減に対する作付面積と単収の寄与度分析の対象とする、穀類・豆類及び工芸作物のうちの主要作物について、作付面積の数値を第2表に示しておく。

2000-04 1990-94 1995-99 2005-09 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 穀物・豆類 60.8 51.845.245.1 43.6 43.244.3 46.747.6 43.243.6 小麦 23.725.023.8 25.725.323.6 26.628.7 26.625.624.415.112.09.99.59.99.6 9.0 7.2大麦 9.19.6 7.9 ライ麦 6.43.73.0 2.1 $^{2.3}$ 1.8 $^{2.1}$ $^{2.2}$ 2.1 1.8 1.5 エン麦 3.6 2.9 8.7 6.4 4.2 3.5 3.3 3.5 3.6 3.4 3.0 トウモロコシ 0.7 0.7 0.7 1.3 0.8 1.0 1.5 1.8 1.4 1.4 1.7 1.3 豆類 2.6 1.4 1.1 1.1 1.1 1.2 1.1 1.0 1.1 1.6 工芸作物 1.3 0.8 0.9 1.0 0.8 1.2 1.0 0.8 1.1 1.3 2.9 4.3 4.6 5.95.6 5.36.27.27.6 0.5 0.8 0.8 0.9 1.2 1.2 大豆 0.6 0.5 0.7 0.8 0.7

第2表 穀物・豆類及び工芸作物の作付面積

資料:ロシア連邦統計庁ウェブサイト[33], 2011年は暫定値.単位はいずれも百万 ha.

(iii) 単収

大規模土地利用型作物である穀物・豆類及び工芸作物について,第3表のとおり単収の推移を整理した。表に掲げた作物すべてに共通しているのは,単収が1990年代に低下し,90年代後半に底を打った後,2000年代には増加に転じていることである。

1990-94 1995-99 2000-04 2005-09 2005 2006 2007 2009 2010 2011 穀物・豆類 1.25 1.69 1.97 1.62 1.78 1.81 1.84 2.31 1.41 2.16 小麦 1.77 1.34 1.78 2.08 1.88 1.90 2.02 2.39 2.15 1.56 2.20 大麦 1.73 1.21 1.76 1.91 1.73 1.82 1.62 2.41 1.98 1.16 2.15 1.75 1.38 1.72 1.83 1.55 1.66 1.86 2.08 2.02 0.93 1.92 ライ麦 1.30 1.50 1.37 1.36 1.52 1.64 1.75 エン麦 1.11 1.41 1.60 1.11 2.65 2.01 3.21 3.73 3.41 2.52 3.69 トウモロコシ 2.53 2.90 2.18 3.90 1.24 1.02 1.45 1.45 1.47 1.45 1.18 1.78 1.42 1.05 1.58 豆類 工芸作物 18.05 15.69 20.54 29.98 26.62 30.79 27.21 35.41 30.41 19.18 35.90 テンサイ

1.10

0.95

1.06

0.84

1.19

1.00

1.04

1.08

0.75

1.01

1.26

1.43

第3表 穀物・豆類及び工芸作物の単収(作付面積ベース)

0.97 資料:ロシア連邦統計庁ウェブサイト[33]所掲の作付面積及び収穫量から筆者算出.2011年は暫定値.単位はいずれもトンha.

1.11

1.16

0.96

0.88

0.84

(iv)収穫量増減の主な要因

1.03

0.87

0.79

0.65

ヒマワリ

大豆

第1表~第3表のデータから、表所掲の作物の収穫量増減に対する単収と作付面積の寄 与度を算出し, 第4表に整理した。この表からは次のことが見て取れる(ここでは1990-94 年を①期、95-99年を②期、2000-04年を③期、04-09年を④期とする)。

					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				, ш (д. 6 //			
	1990-9	94年(①期)→	1995-99年(②	②期)	1995-99	9年(②期)-	→2000-04 年	(③期)	2000-04	年(③期)-	→2005-09 年	(④期)
	収穫量 増減	単収効果	面積効果	重複 効果	収穫量 増減	単収 効果	面積 効果	重複 効果	収穫量 増減	単収 効果	面積 効果	重複 効果
穀物・豆類	▲ 33,909	▲ 22,640	▲ 14,628	3,359	11,661	22,847	▲ 8,266	▲ 2,919	12,203	12,399	▲ 169	▲ 27
小麦	▲ 8,631	▲ 10,309	2,223	▲ 545	8,880	11,023	▲ 1,611	▲ 531	11,167	7,067	3,513	587
大麦	▲ 11,500	▲ 7,782	▲ 5,302	1,583	2,883	6,597	▲ 2,556	▲ 1,158	620	1,485	▲ 797	▲ 68
ライ麦	▲ 6,113	▲ 2,421	▲ 4,707	1,016	132	1,285	▲ 921	▲ 232	▲ 1,376	341	▲ 1,612	▲ 105
エン麦	▲ 4,187	▲ 1,617	▲ 3,001	431	▲ 1,162	1,917	▲ 2,422	▲ 657	▲ 697	357	▲ 994	▲ 60
トウモロコシ	▲ 517	▲ 479	▲ 50	12	379	381	▲ 2	▲ 0	2,363	499	1,467	397
豆類	▲ 1,828	▲ 567	▲ 1,531	270	263	589	▲ 229	▲ 97	▲ 55	0	▲ 55	▲ 0
工芸作物												
テンサイ	▲ 9,286	▲ 3,176	▲ 7,028	918	2,058	4,649	▲ 1,979	▲ 612	9,849	7,846	1,373	630
ヒマワリ	436	▲ 690	1,470	▲ 344	611	356	230	24	2,541	1,070	1,160	311
大豆	▲ 256	▲ 136	▲ 160	39	116	82	26	7	354	65	249	39

第4表 穀物・豆類及び工芸作物の収穫量増減に対する単収・作付面積増減の寄与度

資料:第1表~第3表のデータから筆者算出.単位は千以

穀物・豆類全体としては、①期→②期の収穫量減少、②期以降の収穫量増加とも単収の 減少・増加の寄与度が大きい。総収穫量に大きな割合を占め作付面積も大きい小麦と大麦, 特に小麦で単収の寄与度が大きいためである。これに対しライ麦、エン麦、豆類では、総 じて作付面積の減少が収穫量減少に大きく寄与しており、飼料需要の減少が強く影響した と考えられる。

他方、トウモロコシや大豆のように、2000年代後半に大きく収穫量を増やした作物の場 合、③期→④期の収穫量増加局面においては、従来少なかった作付面積を急に増加させた ため、作付面積増加の寄与度が大きくなっている。

テンサイは、①期→②期の収穫量減少局面では作付面積減少の寄与度が大きかったが、

[「]収穫量増減」は第1表所掲の期間平均収穫量から算出. 「単収効果」については、例えば①期→②期の場合, 「両期間の単収増減」×①期作付面積, 同様 に「面積効果」は「両期間の作付面積増減」×①期単収、「重複効果」は両期間の単収増減×作付面積増減、によって算出した.

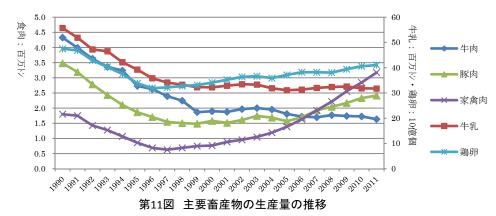
その後の収穫量増加局面では単収増加の寄与度が大きく、小麦などに近い動きを示している。またヒマワリは、各期を通じて収穫量が増加しているが、総じて作付面積増加の寄与度が大きい。

なお,2000 年代における小麦の生産増加の主な原因となった単収増加については,後掲 の補論においてその要因の詳細な分析を試みているので,御参照いただきたい。

3) 畜産業の動向

(i) 生産量

畜産物の生産量は 1990 年代に激減した。その主な理由は、1) で述べたとおり、畜産物の需要を支えてきたソ連時代の政策が消滅し、低価格によって人為的に拡大されていた畜産物需要が大幅に縮小したことである。第 11 図に畜産物の生産量の推移を品目別に示した。90 年代の激減はすべてに共通しているが、その後の回復には違いが見られる。



資料:ロシア連邦統計庁ウェブサイト[33]. 2011年は暫定値.

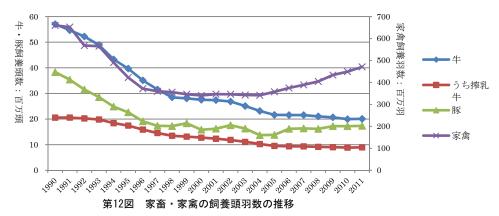
回復が著しいのは家禽肉であり、1990年の180万12から97年の63万12で減少した後回復に転じ、2011年には317万12、90年に対し約8割増と大きく生産量を増やした。その結果、家禽肉はロシアの食肉生産量のうちで最も大きな割合を占めるに至っている。鶏卵についても、1996年まで減少した後回復に転じており、家禽肉ほど急激な増加ではないが、90年の475億個に対し2011年には410億個で、9割近い水準まで生産量が回復している。豚肉もこれに近く、90年の348万12が1999年の149万12まで減少して回復に転じた。その後一時減少することもあったが、2000年代後半から再び増加を続け、2011年には241万12と90年の7割近い水準まで回復した。

一方、牛ではそのような生産の回復が見られない。牛肉は、1990年には 433万以の生産量があり、当時は食肉のうちで最も生産量が多かったが、その後急激に減少し 1999年の 187万以まで落ち込んだ。生産はその後持ち直すかに見えたが、程なく再び減少傾向となった。2011年の生産量は 164万以で、90年の 4割弱まで落ち込んでいる。また牛乳についても明瞭な生産の回復は見られず、1990年の 5,570万以に対し 2011年の生産量は 3,170万以と 6割弱の水準に減少している。

2000 年代における家禽や豚を中心とする生産の回復については,経済成長に伴う需要の回復に加えて,国の政策,具体的には国境措置としての食肉の関税割当制度や,国内支持施策としての利子助成融資等も影響していると考えられるところであり,これら施策については後ほど記述する。

(ii) 家畜·家禽飼養頭羽数

家畜・家禽の飼養頭羽数の推移は第 12 図のとおりである。家禽の飼養羽数は家禽肉の生産量ほど増加しておらず、2011年の羽数は 4 億 7 千万羽で、1990年の 6 億 6 千万羽と比べ 7 割強に止まる。また、豚についても、豚肉生産量が 2000年代後半に顕著に増加したにもかかわらず、頭数では目立った増加は見られない。2011年の頭数は 1,730 万頭で1990年の半数以下となっている。これは家禽・家畜の生産性の向上を示唆している。



資料:ロシア連邦統計庁ウェブサイト[33]. 2011年は暫定値.

(iii) 家畜・家禽の生産性

ロシアの牛, 豚及びブロイラーの1日増体量, 乳牛1頭当たり年間産乳量, 採卵鶏1羽当たり年間産卵量の推移を第5表に示した。

		1990	2003	2004	2005	2006	2007	2008	90-08 増加率(%)
	牛	423	383	384	414	433	440	450	6.4
1 日増体量(単位: グラム)	豚	233	256	270	310	327	334	371	59.2
7 7 2 17	ブロイラー	22	40	41	43	45	45	46	106.8
乳牛1頭当たり年間 (単位:リットル)	2,781	2,993	3,070	3,320	3,623	3,796	4,024	44.7	
採卵鶏1羽当たり年間 (単位:個)	236	286	293	302	302	301	303	28.4	

第5表 農業企業で飼養される家畜・家禽の生産性

資料:マネーリャ他[25]2009年10月69-70頁,図4~7.

2008年と1990年の数値を比較すると、いずれも上昇を示しており、中でもブロイラー 及び豚の1日増体量や乳牛1頭当たり年間産乳量の増加が大きくなっている。ただし、上 昇傾向にあるとはいえ、平均として見た場合、ブロイラーや産卵鶏を除くと生産性は依然 として低い水準にあるものと考えられる²⁸。

(2) 農業生産主体

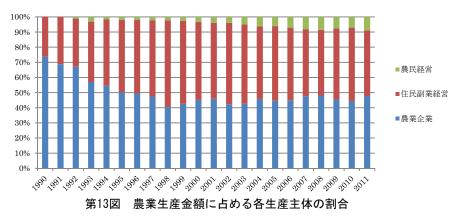
1) 農業生産主体の類型

ロシアの農業生産主体は、大別して農業企業、農民経営、住民副業経営の3種類に分けられる。2006年の「全ロシア農業センサス」でその概要を見ると以下のとおりである。

「農業企業」は、かつてのコルホーズやソフホーズが民営化されたものである。法人としての形態は様々であるが、協同組合や有限責任会社の形態を採るものが多い。2006年時点で農業生産を行っている農業企業は約4万経営体あり、1経営体当たりの平均農用地(耕地、採草放牧地等)面積は約2,400haであった。農場の土地については、ソ連時代には国有だったが、ソ連崩壊後に持分権の形で従業員等に配分されたため、現在の農業企業は、持分権者に地代を払って土地を借りるなどの形を採っている。

「農民経営」は、ソ連崩壊前後、市場経済への移行初期にコルホーズなどから土地の分与を受けて独立した大規模個人経営である。2006年時点で農業生産を行っている農民経営は約15万経営体あり、1経営体当たりの平均農用地面積は約140haである。

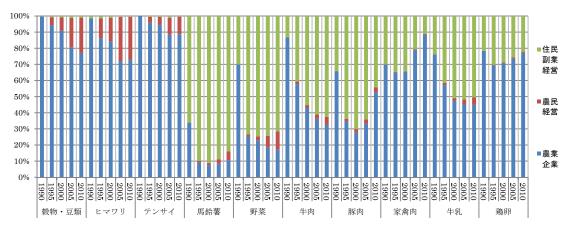
「住民副業経営」は、農業企業の従業員等が自宅周辺地などで小規模に営む農業で、自給とともに販売も行うものである。こうした形態の農業はソ連時代から存在している。1経営体当たりの農用地面積は0.5ha程度にすぎないが、経営体数は約2千万に上る。



資料:ロシア連邦統計庁ウェブサイト[33]. 2011年は暫定値.

第13 図で農業生産金額に占めるこれら農業生産主体の割合を見ると,1990 年には農業企業が74%,住民副業経営が26%を占めていたが、ソ連崩壊後、畜産や野菜で農業企業の生産が減少した結果,90 年代末には農業生産金額の中で住民副業経営が農業企業より大きな割合を占めるようになった。2000 年代に入って農業企業が穀物や畜産の一部で生産を増やした結果,農業企業と住民副業経営がほぼ同じ割合を占めるようになっている。一方、農民経営が占める割合は大きくないものの徐々に増えており、最近では、農業生産金額の

9割強を農業企業と住民副業経営で二分し,1割弱を農民経営が占める構図となっている。 第14図に示されるとおり、農業企業、農民経営、住民副業経営は作目をかなり明瞭に 棲み分けている。



第14 図 主要農畜産物の生産量に占める各生産主体の割合

資料:ロシア連邦統計庁ウェブサイト[33]

耕種農業の場合,大規模土地利用型作物である穀物,ヒマワリ,テンサイでは,直近で生産量の7~9割を農業企業,残りを農民経営が占めており,農民経営の割合が増加傾向にある。住民副業経営の割合はごくわずかである。これに対し,野菜や馬鈴薯などの労働集約的な作目では,90年には農業企業(当時はコルホーズやソフホーズ)がかなりの割合を占めていたが,90年代に減少し,住民副業経営が生産量の7~8割を占めるようになった。農民経営の割合は大きくないが,野菜では2010年に1割強を占めるようになっている。

畜産の場合は、家禽肉、鶏卵、豚肉で農業企業の割合が上昇傾向にある一方、牛肉、牛乳では減少傾向にある。農業企業の割合は、家禽肉、鶏卵で8~9割、豚肉で5割であるが、牛乳、牛肉では住民副業経営が5~6割を占める。農民経営の割合は総じて小さい。

家禽肉や豚肉で2005年,10年と生産量に占める農業企業の割合が大きく増加しており、同時に第5表で見たように養鶏、養豚の生産性も向上していることは、新しい効率的な経営体が養豚、養鶏に参入してきていることを示している。そこには政府の畜産物自給率向上・生産振興施策も影響していると考えられるし、新たな畜産企業の中には、次に述べるアグロホールディングの傘下に入っているものも少なくないと思われる。

2) アグロホールディング

「アグロホールディング」には確立した定義はないが、概ね、農外資本が中心となり、 複数の農業企業を傘下に収めて大規模に農業生産を行う経営形態を総称している。アグロ ホールディング発生の背景や現状については、次のように指摘されている²⁹。

・ 1998年の金融危機に伴うルーブル切下げをきっかけとして農産物の輸入代替が進む中で、農産加工の原料を安定的に確保する目的の垂直統合や、事業の多角化目的の水平統合などの形で、農外資本の農業生産部門への進出が進んだ。農業部門の中でも穀物など

は収益性が高く、農業に対する税制上の優遇措置もあって投資を引きつけた。当時農業 企業は多額の負債を抱えており、買収も容易であった。

・ アグロホールディングがロシア農業にもたらす影響はいまだ明確ではないが、これまでのところメリットと考えられることは、①農業部門に資本の流入をもたらし農業生産の近代化(農業機械の更新、新技術の導入等)を可能にしたこと、②農業部門に新たな経営スキルを持ち込んだこと、③国際基準に対応して品質を維持・管理する手段を有していること等である。

第6表 南部ロシアのトップ・アグロホールディング

*	アグロホールディングが連邦構成主体	上位 3 アグロホールディング	
連邦構成主体	の農用地に占めるシェア(%)	名称	面積(千 ha)
		1. Agrosoyuz "YugRusi"	200
ロストフ州	9.4	2. Yugtrasitservis	120
		3. ASTON	45
		1. MT-AGRO	150
ヴォルゴグラード州	11.6	2. GETEX	120
		3. Gelio-Pax	78
		1. Novaya Agralnayasistema	120
スタヴロポリ地方	11.9	2. Agros	120
		3. Agriko	100
		1. Agrocomplex	140
クラスノダール地方	12.0	2. Agroholding "Kuban"	76
		3. AgroGuard	61

(出典) FAO[38] p. 49. (原出典) Data of Rostov Institute of Agricultural Economics

アグロホールディングについては、公式の統計が存在しないため実態把握は困難であるが、その一端として、FAOが 2009年に公表したロシア南部連邦管区の農業部門に関する調査報告書から第6表を引用した30。アグロホールディングの規模の大きさや、ロシア南部地域の農業に占めるウエイトの高さを示すものとして興味深い。この地域はロシアの小麦生産・輸出の中心であり、上位アグロホールディングの中にも、YugRusi、Yugtransitservis、ASTON、Agricoといった大手穀物輸出業者31の名前が見える。補論で詳しく述べたが、第5表所掲のクラスノダール地方、スタヴロポリ地方、ロストフ州は2000年代に小麦生産・輸出を急速に増やした地域であり、豊富な資金を有する輸出業者主導のアグロホールディングの活動もその背景となっているものと思われる。

5. 農政概観

(1) 農業政策の基本的な枠組み

1) 農業発展法と農業発展計画

ロシア農政の基本的な枠組みを定める法律として,2006年12月に「農業の発展に関するロシア連邦法」(2006年12月29日付連邦法第264号)が制定され,07年1月から施行されている。同法に基づく政策展開の中心となるのは「農業の発展並びに農産物、農産原料及び食品の市場の規制に関する国家計画」(以下「農業発展計画」)である。現行農業発展計画は2008年から12年までの5か年計画として策定されている。現在、計画の改定作業が進められており、次期計画は2013年から2020年までの計画期間となる予定である。

同法においては、国の農業政策の基本的方向として、国民に対する国産食品の安定供給の維持、農産物市場の整備・規制、農業生産者に対する国の支持等を示した上で、農業政策を実施するための手段として、予算、税制、各種の規制に加えて、やや具体的に農産物の市場介入等を規定している。更に、農産物の生産と農村の発展に係る国の支持施策の基本的な方向として、①農業生産者の金融に対するアクセスの確保(利子助成融資)、②農業保険、③優良種による畜産業の発展、④優良種苗生産の発展、⑤畜産物生産の確保、⑥永年性樹木の植付け・管理の確保、⑦農業生産者の基本的資機材の更新確保、⑧土壌の肥沃度の改善、⑨農村地域の持続的発展の確保、等が規定されている。

農業発展計画においては、これら施策の概要や達成すべき目標等とともに、所要の予算措置の大枠が定められる。農業発展計画の実施状況については、毎年、前年における「国家計画実施の進捗及び結果に関する国家報告」(以下「農業発展計画国家報告」)を取りまとめて公表することとされている。

農業発展計画に基づく施策は、連邦政府と連邦構成主体政府によって実施され、連邦構成主体予算に対しては連邦予算から所要の補助金が交付される。計画と補助金は連邦全体として統一的に施策を実施するための重要なツールとなっている。

2) 食料安全保障ドクトリンと自給率目標

ロシアは現在も農産物の純輸入国であるが、90年代に家禽肉を中心として食肉の輸入が 急増したことを受けて、90年代半ば頃から「食料安全保障」が政治的な論点となった。こ れが政策として具体的な形を取ったのは 2003年に行われた家禽肉の輸入割当制度(後に 関税割当制度に変更)及び牛肉・豚肉の関税割当制度の導入である。

そして、食料安全保障を目的として農産物の輸入代替を強化していく政策の一つの集大成として 2010 年 1 月に「食料安全保障ドクトリン」(2010 年 1 月 30 日付政令第 120 号。以下「ドクトリン」)が決定された。ドクトリンにおいては、各種農産物について自給率向上の数値目標が掲げられており、畜産物では食肉・肉製品 85%以上、牛乳・乳製品 90%以上とされている³²。ドクトリン策定の前年である 2009 年の自給率は、食肉・肉製品 70.6%、

牛乳・乳製品 82.9%となっており、自給率目標実現のためには、食肉・肉製品で 15 ポイント程度, 牛乳・乳製品で 10 ポイント程度自給率を引き上げることが必要となる。畜産物の自給率向上を目指し、国内生産を増加させていくことは、飼料需要を増加させ、穀物の輸出余力に影響を及ぼす可能性もあると考えられる。

(2) 農業関係予算

第7表にロシア連邦の連結国家予算(連邦,連邦構成主体,地方自治体の予算を重複を 省いてすべて集計したもの)とその中での「農業・漁業」の位置づけを示した。

カース ロンノ 圧力の圧相		1-00.7	12C/N ////	****	日は、マンコエ	12 (2012)	• •,	
	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
支出総額(単位:1995-97年1兆ルーブル,1998年以降10億ルーブル)	486.1	652.7	839.5	842.1	1,258.0	1,960.1	2,419.4	3,422.3
支出総額のうち「農業・漁業」 (同上)	22.3	25.2	31.1	24.3	35.5	55.0	67.4	59.8
「農業・漁業」のうち連邦予算 (同上)	7.0	8.5	9.9	4.7	8.8	13.4	23.7	27.8
支出総額に占める「農業・漁業」の割合(%)	4.6	3.9	3.7	2.9	2.8	2.8	2.8	1.7
「農業・漁業」に占める連邦予算の割合(%)	31.4	33.7	31.8	19.3	24.8	24.4	35.2	46.5
	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
支出総額	3,964.9	4,669.7	6,820.6	8,375.2	11,378.6	14,157.0	16,048.3	17,616.7
支出総額のうち「農業・漁業」	68.1	78.6	78.6	110.8	146.4	238.3	279.1	262.3
「農業・漁業」のうち連邦予算	31.7	34.8	32.4	58.2	68.7	131.8	173.8	123.2
支出総額に占める「農業・漁業」の割合	1.7	1.7	1.2	1.3	1.3	1.7	1.7	1.5
「農業・漁業」に占める連邦予算の割合	46.5	44.3	41.3	52.6	46.9	55.3	62.3	47.0

第7表 ロシア連邦の連結国家予算における農業・漁業関係支出額の推移(実績ベース)

資料及び注

- 1. 「支出総額」はロシア統計年鑑[34]2011 年版によるロシアの連邦、連邦構成主体、地方公共団体の財政支出(実績額)を重複を省いて 集計した連結総額. 2005 年度に金額が大幅に増加したのは、同年度から連結国家予算に予算外基金(年金基金等)を含めたため.
- 2. 「支出総額のうち『農業・漁業』」についてもロシア統計年鑑[34]2011 年版による. 農業と漁業を完全に分けることが難しいため両者合計の数値をそのまま用いた. この項目には基本的に農業・漁業生産と直接関係する支出が含まれる. 連邦農業省の所管する予算であっても, 農村の住宅や公共施設の整備など直接農業生産に関係しないものは, 「農業・漁業」に含められていない.
- 3. 「『農業・漁業』のうち連邦予算」については、2004 年まではロシアの財政[35]各年版に掲載されている「農業・漁業」に係る連邦・地方別支出額から連邦の支出額をそのまま記載した。他方、2005 年度以降については、予算項目の組替えがあり、2004 年以前には「農業・漁業」の項目に含められ、連邦の支出額として集計されていた連邦構成主体に対する補助金が、「予算間移転」という項目に移され、地方の支出額として集計されることとなったため、2005 年度以降も「ロシアの財政」所掲の連邦・地方別支出額をそのまま使うと 2004 年度以前と整合性が取れず、支出に係る真の負担実態とも合致しなくなってしまった。このため本表では、ロシア連邦出納庁ウェブサイト[30]で入手できる連邦の決算書から、これら項目組替えの対象となったと思われる費目を可能な限り把握し、連邦の支出額に戻す操作を加えている。

この表で「農業・漁業」に係る支出額に占める連邦予算の割合の推移を見ると、1990年代にはこの割合が低下し、90年代末には2割前後まで下がったが、2000年代、特に後半になって大きく上昇し、最近では $5\sim6$ 割を占めるようになった。

1990年代におけるロシアの農業政策は自由主義的色彩が濃く、加えて財政難のため「農業・漁業」に係る連邦予算の実施率は低かった。農業政策においては連邦政府よりも連邦構成主体が中心となっていた。2000年代に入るとこうした状況に変化が生じ、2006~07年にはプーチン大統領のイニシアティブで実施された「優先的国家プロジェクト」の一つとして農業が取り上げられ、畜産振興などに財政資金が投入された。さらに2008年からは農業発展法に基づく農業発展計画が実施に移され、優先的国家プロジェクトを引き継ぐ

形で農業支持施策の充実強化が図られており、農業政策・農業支持における連邦政府の主 導性が高まっている。第7表の「農業・漁業」支出額に占める連邦予算の割合の推移には こうした事情が反映されている。

なお、2009 年に連邦の支出割合が 62%と最も高くなっているが、これは、金融危機への対策として農業生産者に対する十分な資金供給を確保するため、連邦予算においてロシア農業銀行の資本金増額や連邦構成主体に対する利子助成補助金の増額等の対策を講じたためである。

(3) 主要な農業支持施策

ここでは、ロシアの代表的な農業支持施策として、農業発展法に具体的に規定され、財政上も規模の大きな施策である利子助成融資と穀物市場介入を取り上げて説明する。筆者の知見や紙面の制約から今回は記述をこの2つの施策に限定したところであり、今後さらに内容を充実していきたい。

1) 利子助成融資

ロシアにおいては、利子助成融資が農業生産振興の主要な政策ツールとなっており、2010年度決算を見ると、利子助成(融資に係る利息支払額の一部補填)に係る補助金として、連邦政府の農業・漁業分野の支出総額1,230億ルーブルの6割弱に当たる約700億ルーブルが支出されている。農業生産者に対して実際に借入金の利息支払額の一部補填を行うのは連邦構成主体であり、当該助成の財源に充てるため、連邦予算から連邦構成主体予算に対して補助金が交付される仕組みである33。

農業生産者を対象とする有利な融資制度はソ連崩壊直後から既に設けられていたが、現行の利子助成融資の仕組みが開始されたのは 2000 年の収穫期からであり、翌 2001 年から通年実施となった³⁴。当初は農業用資機材(燃料、肥料等)の購入を対象とする短期資金のみが利子助成の対象であったが、その後年を追って制度が拡充され、現在では、最長で期間 10 年未満の投資資金まで利子補給の対象となっている。利子助成融資の対象者も、当初は企業と農民経営に限られていたが、現在では消費協同組合や住民副業経営を営む個人も利子助成融資の対象になっている。

この仕組みによれば、農業生産者は金融機関に支払う利息のうち中央銀行リファイナンスレート (以下「中銀金利」) 相当分の補填を受けられる。2010年の場合、平均融資金利は13.1%、平均中銀金利は8.0%だったので、中銀金利相当分の補填を受けると自己負担分は5.1%であった。同年の消費者物価上昇率が8.8%であったことを勘案すると、これは実質マイナス金利となる。また、補填額に占める連邦と連邦構成主体の負担割合は、農業企業を対象とする一般的な場合で、2008年には連邦2/3、連邦構成主体1/3であったが、2009年に金融危機対策として連邦の負担割合が引き上げられ連邦80%、連邦構成主体20%とされた。この措置は現在も継続されている。

2002 2005 2007 2008 2009 2010 2003 2004 新規利子助成融資総額 43.8 78.0 114.5 200.2 380.1 440.1 411.9 うち短期融資 (繰越含む) 29.3 39.2 67.3 89.0 96.2 243.1 291.6 299.2 334 5 投資融資 10.73.74.625.5 104.0137.0 148.5112.7145.5 農業・狩猟等固定資本投資額 77.1 85.7 111.0 134.0 215.9 326.0 378.2 314.0 294.2 利子助成連邦補助金額 10.6 2.0 3.2 4.8 25.2 28.8 58.4 62.8

第8表 新規利子助成融資実績(単位:10億ルーブル)

資料:「新規利子助成融資総額」(内数を含む)及び「利子助成連邦補助金額」は2008年度から10年度までの各年度の農業発展計画 国家報告[23].「農業・狩猟等固定資本投資額」はロシア連邦統計庁ウェブサイト[33].

- 注1) 2009年以降の短期融資金額は繰越を含まないため、2008年以前の金額とは整合性がない(このため融資総額も同様).
- 注 2) 「農業・狩猟等固定資本投資総額」には、農業だけでなく、狩猟業や農業・狩猟関係サービス業の固定資本投資を含む.
- 注 3) 「利子助成連邦補助金額」は、各年度において、当該年度及びそれ以前に補助対象として認められた融資に対して交付された 利子助成補助金の総額.

第8表は、毎年度の新規利子助成融資の実績をまとめたものである。毎年度の新規利子助成融資額の約7割は運転資金に係る短期融資が占めている。また、2006年以降、新規利子助成融資総額が増加し、その中で投資融資の金額が急増しているが、これは2006-07年に「優先的国家プロジェクト」、2008年以降農業発展法に基づく「農業発展計画」が実施されていることに伴うものと考えられる。新規利子助成融資のうちの投資融資の額は、2006年以降、農業・狩猟等分野の毎年の固定資本投資額の4~5割に相当しており、農業生産者への投資資金の供給においても、利子助成融資が大きな役割を果たしていることが見て取れる。

利子助成融資による運転資金の供給は、肥料や農業機械用燃料等の資材調達に必要な資金の確保を助け、2000年代における穀物単収の回復などにも寄与したと考えられる。また、農業の分野別の融資実績は公表されていないが、自給率向上に向け畜産物の生産能力を増強するための投資にも利子助成融資が活用されているものと考えられる。

2) 穀物市場介入

ロシアでは、穀物の需給・価格変動対策として、2001/02 年度から穀物市場介入制度が 導入されている。この制度は、仕組みとしては安定価格帯制度であり、穀物の市場価格が 最低基準価格を下回って下落するときは、政府機関が余剰穀物を買い入れて市場から隔離 することにより、市場価格が最低基準価格以上に上昇するようにし、逆に市場価格が高騰 し最高基準価格を上回る場合には、政府機関が保有する穀物を売却し市場の供給量を増や すことにより、市場価格が最高基準価格以下に低下するようにする、というものである。

買入・売渡介入の実務を担う機関としては、政府 100%出資の「統一穀物会社」が指定されている。買入介入に係る資金は、ロシア農業銀行(政府 100%出資)から穀物市場介入の実施機関である「統一穀物会社」に融資される仕組みであり、ロシア農業銀行に対しては、融資の原資を確保するため連邦政府が増資を行っている。

買入・売渡介入に係る穀物の取引は、政府の指定する商品取引所で行われることとされ

ており、最初の 2001/02 年度を除き「モスクワ銀行間通貨取引所」が継続して指定されている。買入介入に係る取引に売り手として参加できるのは農業生産者に限られている。

第9表 穀物市場介入の実施状況

		2002/03	2003/04	2005/06	2007/08	2008/09
実施された	市場介入の種類	買入介入	売渡介入	買入介入	売渡介入	買入介入
実施期間		$ \begin{array}{c cccc} 2002.11.3 & 2004.2.18 \\ -2003.1.22 & -2004.7.21 \end{array} $		2005.8.29 $-2006.1.11$	2007.10.29 $-2008.6.30$	2008.8.19 - 2009.5.26
対象穀物		小麦,ライ麦	小麦,ライ麦	小麦,ライ麦	小麦,ライ麦	小麦, ライ麦, 大麦, トウモロコシ
買入実績	数量(千トン)	2,834		1,657		9,627
貝八天限	金額(百万ルーブル)	4,942		5,024		46,082
売渡実績	数量(千トン)		1,536		1,311	
光伋天펞	金額(百万ルーブル)		5,897		6,857	
		200	9/10	2010/11	累計	買い越し(買入-売渡)
実施された	市場介入の種類	買入介入	売渡介入	売渡介入		
実施期間		$2009.11.2 \\ -2010.4.15$	$2010.2.1 \\ -2010.3.26$	$2011.2.4 \\ -2011.6.23$		
対象穀物		小麦,ライ麦	トウモロコシ	小麦,ライ麦,大麦		
四1 中体	数量(千トン)	1,841			15,959	12,033
買入実績	金額(百万ルーブル)	7,184			63,232	49,398
売渡実績	数量(千トン)		157	922	3,926	
2000 夫領	金額(百万ルーブル)		782	298	13,834	

資料:モスクワ銀行間通貨取引所ウェブサイト[26].

これまで実施された穀物市場介入(2001/02 年度を除く)の概要を第 9 表にまとめた。 2002/03 年度から 2010/11 年度までの累計で、買入実績は数量約 1,600 万トン、金額約 630 億ルーブルに上る。売渡実績は、売渡介入によるものだけしか把握できず、すべてではないが、累計で 390 万トン、138 億ルーブルとなっている。

ロシアの穀物市場介入制度を巡っては、以前から費用対効果の面で批判がある。ロシアの穀物市場は世界に開かれており、国内の穀物価格は国際価格と強く連動している。そうした中で市場介入による価格維持には限界があるからである。そうした批判はありながら、この制度は、地理的条件が不利なシベリア等における地域的な穀物供給過剰に対し販売機会を提供するという局面で大きな役割を担わされてきた。2011/12 年度からは「抵当介入35」という新たな制度が導入されており、これがどのような成果を上げるか、引き続きフォローしたい。

なお、補論では、2007/08 年度から 2010/11 年度にかけて大規模に実施された買入介入・ 売渡介入の実施状況や背景について、同時に実施された穀物輸出制限と合わせて詳細に記述しているので、別途御参照願いたい。

注1) 年度は、7月1日~翌年6月30日までの農業年度。

注 2) 2004/05 年度及び 2006/07 年度には、2004/05 年度冒頭まで前年度の売渡介入が続いたほか、穀物市場介入は実施されていない。

注3) 2001/02 年度に最初の買入介入が実施されているが、実施状況の資料が得られなかった。

注 4) 売渡実績についてはモスクワ銀行間通貨取引所で行われた介入による売渡の実績しか把握できていない. 買い入れた穀物の処分はこれ以外の経路でも行われているので、「買い越し(買入一売渡)」の数量・金額は、実際にこれだけの穀物が政府介入在庫として残っているわけではない. 政府介入在庫の量については、「2011 年夏終わりの時点で 600 万トン以上」と報じられている.

(4) 主要な農産物貿易施策

ロシアは農産物の純輸入国であり、その市場は基本的には対外的に開かれたものとなっている。他方、食肉の輸入増加に対応して食肉の関税割当制度が導入されており、自給率向上を目指して2009年以降関税割当枠の削減や二次税率の引上げが行われている。また、WTO 加盟交渉に長期間を要し、その間、WTO の規制を受けない状態で穀物の輸出規制や動植物衛生に関連する輸入規制等で一方的な対応を採り、貿易上の紛争を引き起こしてきた実態もある。

ここでは、世界の農産物貿易にも影響を及ぼす可能性がある施策として、食肉の関税割当制度と穀物の輸出規制を取り上げる。(3)の国内支持施策と同様に対象を絞った記述とせざるを得なかったが、今後引き続き内容の充実を図っていきたい。

1) 食肉の関税割当制度

ロシアは 2003 年から牛肉及び豚肉について関税割当制度,家禽肉について輸入割当制度を導入した。導入以来の制度の推移については第10表~第12表に取りまとめた。

食肉の関税割当制度等の取扱いは、ロシアの WTO 加盟交渉においても議論の対象となり、米国や EU との二国間交渉では主要論点の一つとなった。関税割当制度等の取扱いについて二国間交渉でとりあえず合意された内容は、早速実行に移されることとなり、ロシアは 2006 年以降家禽肉の輸入割当制度を取りやめ、牛肉、豚肉、家禽肉いずれも関税割当制度を適用するとともに、2006 年から 09 年までの間、関税割当枠の拡大と二次税率の引下げを段階的に実施していくこととなった(第 10 表及び第 11 表の「当初上限」を参照)36。しかしながら、ロシアは程なくこの合意から離れ、食肉の輸入制限を強めていった。

関税割当枠については、当初3品目とも2009年まで毎年拡大していく予定であったが、家禽肉については、2008年の121.2万以までは予定どおり拡大されたものの、2009年には125.2万以に拡大する予定が変更され、逆に95.2万以に削減された。また、2009年12月の政令 37 により、牛肉、豚肉、鶏肉の2010年から2012年までの関税割当枠が決定されたが、そこでは、牛肉の関税割当枠については、冷凍・冷蔵合計で2010年に560千以(2009年479.5千以)に拡大され、2012年まで同水準で維持されることとされたものの、家禽肉については、2009年に952千以だった割当枠が2012年の550千以まで、また豚肉については、2009年の531.9千以から2012年の450千以まで、それぞれ段階的に引き下げられることとされた。家禽肉については、2010年12月の政令 38 によってさらに関税割当枠の削減が強化され、前年の段階で予定されていた2011年の割当枠600千以が350千以に削減された。このように、輸入制限は家禽肉で特に顕著に強化されてきた。また、二次税率については、当初3品目とも2009年まで毎年段階的に引下げを行う予定だったが、家禽肉では2006年の二次税率(60%又は0.48 $^{2-11}$ /kg)が2007年以降も引き下げられることなく維持され、2009年には逆に80%又は0.7 $^{2-11}$ /kg に引き上げられた。豚肉についても同様である。

ロシアの WTO 加盟は 2011 年 12 月の閣僚会合で議定書が採択され、長期にわたる交渉が決着を見たが、食肉関税割当制度については、家禽肉及び牛肉について関税割当枠を若干拡大しつつ関税率は現行水準にとどめたものの、豚肉については、関税割当制度を 2019 年末までに廃止することで合意が成立した。加盟手続きについては 2012 年秋にも完了するとの見通しが報じられている。 WTO 加盟合意がロシアの畜産業と飼料穀物の需要に今後どのように影響するか、注視していく必要がある。

第10表 家禽肉の輸入割当・関税割当制度

					-11-	10 1	3V E 1407	1007 101 -	ינים טלוינאו	- · · · · · ·				
年		2003	2004	2005		2	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	WTO(*5)
措置の 種類		輸入	割当制度						関税割当制度					
割当枠 (千トン)		744(*1)	1,050	1,090			1,131	1,171	1,212	952(*3)	780	350 (*4)	330	364
						枠 内		25%, 0.2	ユーロ/kg 以_	Ł	25%,	0.2 ⊐−¤/k	g以上	25%
関税率	枠内		0.2 ユーロ/kg	以上	1.4.	実行	60%, 0).48 ^{ユーロ} /kg	以上	80%,0.7ュ -¤/kg 以上				
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	Ŋ	(割当枠	内のみ輸力	(可)	件 外	当初上限 (*2)	60%, 0.48 ューロ/kg 以 上	50%, 0. 以		40%, 0.32 ューロ/kg以上	80%,	0.7 ^{ユーロ} /k	g以上	80%

資料:関係のロシア連邦政令、ベラルーシ・カザフスタン・ロシア関税同盟決定より作成.

- 注1) 2003年の割当枠は、同年4月30日~12月末日までの期間に適用(他は通年).
- 注 2) 200 ~09年の関税率 の「当初上限」とは、200 年政令 32号により当初定められた各年の関税率上限。「実行」はその後毎年個別の政令によって定められ実際に適用された関税率.
- 注 3) 2009年の割当枠は、200年政令 32号により定められた当初122千いだったが200年政令91号により92千いに削減された.
- 注 4) 2011 年以降の関税割当枠は、対象品目が一部の冷凍鶏肉及び冷凍 面 肉に限定されている(2010 年以前は家禽肉すべてが対象)。
- 注)「 」の はロシアの 加盟合意の内容. 関税率は譲 税率である. 2011 年 12 月 1 日の 関僚会議で採択されたロシア加盟議定書で確認した. 議定書はロシア連邦経済発展省ウェブサイト[2]からダウンロード.

第11表 豚肉の関税割当制度

													WTO	(*4)	
年	2	003	2004	2005	2006		2007	2008	2009	2010	2011	2012	加盟 ~ 2019	2020	
措置の種類		関税割当制度									廃止				
割当枠(千トン)	337	7.5(*1)	450 467.4 476.1 511.3(*3) 521.5 531.9 500 500 430 430								430	廃业.			
	枠内		(生・冷蔵)15%, 0.25 ユーロ/kg 以上 15%, 0.25 ユーロ/kg 以 上 (冷凍)15%, 0.2 ユーロ/kg 以上 上												
関税率	枠	(生	冷蔵・	冷凍)	実行	60%	後, 1.0 ユーロ/k	g以上	75%,1.5 ューロ/kg 以 上					25%	
	外外	1.00	80%, 6 ¹⁻⁴ /kg	以上	当初上限 (*2)	60%, 1.0 ユー ロ/kg 以上	55%, 0.9 ューロ/kg以 上	50%, 0.83 ユーロ /kg 以上	40%, 0.55 ューロ/kg 以 上	75%,	1.5 ユーロ/k	g以上	65%		

資料:関係のロシア連邦政令、ベラルーシ・カザフスタン・ロシア関税同盟決定より作成.

- 注 1) 2003 年の割当枠は、同年 4 月 1 日~12 月末日までの期間に適用(他は通年).
- 注 2) 200 ~09年の関税率 の「当初上限」と「実行」については家禽肉の表の注 2 と同じ.
- 注3) 200 年以降の割当枠にはトリミング(主要部位を取った後に出るいわ る「切り落とし肉」)を含む。
- 注4) 「 」の はロシアの 加盟合意の内容. 関税率は譲 税率である.

第12表 牛肉の関税割当制度

N - N - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -															
			2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	WTO(*3)		
輸入制限技	輸入制限措置 関税割当制度														
割当枠	生・冷蔵		11.5(*2)	27.5	27.5	27.8	28.3	28.9	29.5	30	30	30	40		
(千トン)	冷凍		315(*2)	420	430	435	440	445	450	530	530	530	530		
		枠内			15%,	0.2 ⊐-□/kg IJ	0.2 ユーロ/kg 以上					15%,0.2 ユーロ/kg 以上			
関税率	生 ・冷蔵 関税率	枠外	60%,	0.8 ⊐-¤/kg	以上	40%, 0.4 ューロ/kg 以 上	30%,	0.3 ユーロ/k	g以上	50%,1 ユーロ/kg 以上			55%		
(*1)		枠 内 15%, 0.2 ユーロ/kg ይ		.2 ユーロ/kg 以上 159			%,0.15 ユーロ/kg 以上			15%,0.2 ユーロ/kg 以上					
	冷凍		60%,	0.8 ^{ユーロ} /kg	以上	40%, 0.4 ューロ/kg 以 上	30%,	0.3 ユーロ/k	g以上	50%,	1 ユーロ/kg	;以上	55%		

資料:関係のロシア連邦政令,ベラルーシ・カザフスタン・ロシア関税同盟決定より作成.

- 注1) 牛肉については、家禽肉、豚肉と なり、200 年政令 32 号により当初定められた関税率上限以下の水準で200 ~09 年の実行税率が 定められた。
- 注2) 2003年の割当枠は、生 ・冷蔵肉は同年 月1日~12月末日、冷凍肉は同年4月1日~12月末日までの期間に適用(他は通年).
- 注3) 「 」の はロシアの 加盟合意の内容. 関税率は譲 税率である.

2) 穀物輸出規制

近年ロシアが農産物貿易に関して講じた施策で、世界の農産物需給に最も深 な影響を与えたものは穀物の輸出規制であろう。第 13 表は、ロシアがこれまでに実施した穀物輸出規制措置の一 である。ロシアは、2007/08 年度から 2010/11 年度の 4 年間において、合計で 6 千万 いを超える穀物輸出を行う一方で、通算で約 18 か月間にわたって穀物の輸出制限・禁止を行い、世界の穀物需給・価格動向に大きな影響を与えた。

第13表 穀物輸出規制の実施状況

措置	対象品目	関税率	適用期間	備考
輸出関税	小麦・メスリン、ライ麦	0.025 ^{д-р} /kg	2004.1.16-5.1	売渡介入実施 2004.2.18-7.21
	小麦・メスリン	10%, 0.022 ユーロ/kg 以上	2007.11.12-2008.1.28	
輸出関税	小及・アハリン	40%, 0.105 ユーロ/kg 以上	2008.1.29 - 6.30	売渡介入実施 2007.10.29-2008.6.30
	大麦	30%, 0.07 ユーロ/kg 以上	2007.11.12-2008.6.30	
輸出禁止	小麦・メスリン, 大麦, ライ麦, トウモロコシ, 小麦粉, 小麦・ライ麦粉		2010.8.15 - 2011.6.30	干ばつによる不作

資料: ロシア連邦政令 2003 年 12 月 11 日付第 749 号, 2007 年 10 月 10 日付第 660 号, 同年 12 月 28 日付第 934 号, 2010 年 8 月 5 日付第 599 号

ロシアの穀物の輸出制限・禁止措置の背景にあるのは、輸出によって国内需要を満たす 穀物が確保できなくなることに対する政府の懸念である。

2007/08 年度の場合は、国内の穀物需要を満たすだけの生産量は確保されていたが、世界市場で穀物価格が高騰する中で で過剰な輸出が行われ、国内の供給不足と価格高騰を招くことを れたロシア政府は、小麦・メスリン及び大麦を対象として、2007 年 11 月から 08 年 6 月まで輸出関税を賦課した。小麦・メスリンの輸出関税は当初 10%に止まったので引き続き輸出が行われたが、08 年 1 月末に 40%に引き上げられたことにより、

小麦輸出が実質的に停止した。

また、2010/11 年度の場合は、歴史的な干ばつによってロシアの穀物生産が激減し、生 産量が国内需要を下回ったことから、2010年8月から11年6月まで小麦・メスリン、大 麦,ライ麦,トウモロコシの輸出が禁止された。

これらのロシアの穀物輸出規制措置は、当時世界の穀物需給・価格に大きな影響を及ぼ したが、報道等から改めて当時の具体的な状況を見直してみると、より制限的でない措置 を採る余地がなかったのか 問なしとしない。この点については補論を参照願いたい。

[注]

- 1 数値は FAOSTAT[37]による。
- 2 旧ソ連3国の2001-09年の平均年間穀物輸出量(FAOSTATの各年の輸出量より算出)は、ロシア1.240万以、ウク ライナ 1,105 万トン, カザフスタン 574 万トンの となる。単年ではウクライナが 1 位の年も少なくない。
- 上野[1], 173 頁。
- 4 連邦制については, 上野[3], 中馬[12], [15]を参照した。
- 5 連邦議会上院議員の選任方法はその後改正され、現在は各連邦構成主体の議会議員又は当該連邦構成主体内の地方 自治体議会議員の中から選任されることとなっている。
- ,極 ,シベリア,ウラル, ヴォルガの7つであったが, 6 連邦管区は、2000年の設置当初、中央、南部、 2010年に南部連邦管区の一部を カフカス連邦管区とし、8つになった。
- 正式名称は、「ロシア連邦構成主体の立法(代表)及び執行国家権力機関の組織に係る一般原則に関する連邦法」 (1999年10月6日付ロシア連邦法第184号)
- 8 連邦大統領については、これ以下の 注に個別に示した のほか、ロシア連邦大統領ウェブサイト[32]、上野[1]、 小 [5]を参照した。
- 9 エリツィン大統領の第1期は旧憲法による選任のため任期は5年間(上野[2]909頁)。
- 10 2011 年 12 月から大統領府長官を務めるイーゴリ・イワノフは、プーチン政権で副首相や国防相を務め、当時メド ヴェージェフとともにプーチンの有力後継者の一人とされた。
- 11 大 [4], [7]27-31 頁。
- 12 首相・連邦政府については、ロシア連邦政府ウェブサイト[31]、上野[2]を参照した。
- 13 ドヴォルコヴィッチ副首相は、1972年生まれ、モスクワ国立大学 , ロシア経済学 (経済学修)、米国デュー ク大学(経済学修)。前職はメドヴェージェフ前大統領(現首相)の補佐官(2008年~12年)である(
- 14 フョードロフ連邦農業大臣は、1958年生まれ、カザン国立大学法学部 、ソ連 学アカデミー国家・法律 課程修了。法学 候補,経済学 。1990年~93年にソ連邦ロシア共和国及びロシア連邦の法務大臣,1993 年~2010年にチュヴァシ共和国大統領等を務めている([20])。
- 15 連邦議会については、これ以下の 注に個別に示した のほか, ロシア連邦上院(連邦院)ウェブサイト[29], ロ シア連邦下院(国家院)ウェブサイト[27], 手・上野[19], 上野[3], 小 [5]を参照した。
- 16 「連邦会議」と訳される場合もあるが、ここでは が国の外務省が用いている訳 によった。
- 17 マトヴィエンコ上院議長は, 連邦管区大統領全権代表,サンクト・ペテルブルグ市長等を歴任し,2011年8 月にサンクト・ペテルブルグ市から上院議員に選任された ([24])。 18 「国家会議」又は「国家ド ーマ」と訳される場合もあるが、ここでは が国の外務省が用いている訳 によった。
- このときの憲法改正では、大統領の任期延長(4年 \rightarrow 6年)と下院議員の任期延長(4年 \rightarrow 5年)が同時に決定された。
- 20 ナルィシュキン下院議長は、プーチン大統領の下で副首相等を歴任し、メドヴェージェフ大統領の下で大統領府長 官を務めた後、2011年の下院選挙で「統一ロシア」から下院議員に選出された(
- 21 ロシア連邦議会下院の選挙及びその結果については, [16]を参照した。
- 22 ロシアの経済概況については, [8], [9], [10], [11]をもとに作成した。
- [9], 48-49 頁。
- [11], 55-58 頁
- 25 第2図は, [10]142 頁の図 5 をもとに, ロシア連邦統計庁[33]及び IMF ウェブサイト[39]のデータで期間を更 新して作成した。
- 26 農業概観については、これ以下の 注に個別に示した のほか,野部[13], [14], 村[17], [18], 照した。
- 27 ロシアの農業統計においては、豆類は基本的に「穀物・豆類」として穀類とともに分類されているが、大豆は油糧 作物としてヒマワリなどとともに「工芸作物」に分類されている。
- 28 ロシア 数値の算出 が未詳であり、種々の条件も なるため単純な比較はできないが、 が国の 2010 年版「家 畜改良増 目標」によって現状を見ると、肉用家畜の1日平均増体量は、 肥 もと牛で 0.72~1.08kg, 純 種 豚で $710\sim870$ g、乳用 牛 (ホルスタイン種) の乳量 (305 日) は 8,000kg となっている。また、同年版「鶏の改良 増 目標」によると、現状では、卵用鶏の1羽当たり年間平均産卵個数は307個(365日×産卵率(一定の期間にお ける鶏 の産卵個数をその期間の鶏 の延べ羽数で除した数値)84%), 肉用鶏の1日当たり平均体重増加量は54g

(出 体重 2,700g 出 日 50 日) と計算される。

- Serova[40]による。
- FAO[38] による。
- 31 [6], 7-10 頁。
- 32 策定中の新農業発展計画案においては、計画達成によって期 される結果として、2020年までに自給率を食肉・ 肉製品で88.3%,牛乳・乳製品で85.3%まで向上させることが記されている。
- 33 現行の融資利子助成制度の 政令は,2009年2月4日付ロシア連邦政令第90号である。
- 34 野部[14], 13 頁。
- 「抵当介入」とは、介入実施機関が農業生産者から穀物を買い入れる際に、農業生産者に買戻権を付与し、農業生 産者は、その後市場価格が介入価格を下回る場合には介入実施機関に売ったままにし、逆に市場価格が介入価格を 上回るようになった場合には、介入実施機関に売った穀物を買い戻して市場で高く売ることができる、というもの である。この方式は、米国の融資による価格支持の仕組みに ており、穀物を担保に融資を受けるのと同様の機能 を持つことから、「抵当介入」と称される。検 過程においては、介入価格を原価水準とすることなどにより財政支 出を大幅に削減することができるとの専門家の指摘も報じられていたが、2011年11月から実施された方式は、ロ シア連邦農業省が発表しているところでは、最低基準価格は従来どおりであり、介入の形態も商品取引所における 売買であるなど、買入介入に応じた農業生産者に買戻権を付与した以外は従来の枠組みから大きな変更はないよう にも思われる。
- 36 2005年12月5日付ロシア連邦政令第732号
- 37 2009年12月16日付ロシア連邦政令第1021号
- 38 2010年12月24日付ロシア連邦政令第1111号

[引用・参考文献]

日本

- (2001年)『ポスト共産主義ロシアの政治-エリツィンからプーチンへ-』, (財)日本国際問題 [1] 上野 所。
- [2] 上野 (2004年)「国名 ロシア連邦 政治」, 『[新版]ロシアを知る辞典』, 平 社, 908-911 頁。
- (2010年)「ロシアにおける連邦制改 : プーチンからメドヴェージェフへ」 上野 [http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/47683].
- (2011年)「ソ連共産党中央委員会からロシア大統領府へ-ロシアにおける半大統領制の発展-| 石学・ [4] 大 林 行 著『ポスト社会主義期の政治と経済-旧ソ連・中 の比較』, 道大学出版会, 79-105 頁。
- [5] 小 (2003年) 『現代ロシア法』, 大学出版会。
- (2009年)「ロシア農業における新たな 流」,『ロシア NIS 調査月報』2009年2月号, 1-21頁 [6]
- [7] 義憲(2010年)『ロシアの論理-復活した大国は何を目指すか』、中公新書。
- [8] (1995年)「ソ連・ロシアの財政・金融・価格制度とその改」, 月 市, 『スラブの経済』, ,161-187 頁。
- 一 (1999年)「第2 国民所得と経済成長」, 保 真 , 著『転 期のロシア経済』。 [9] 木書 。
- (2006年)「ロシア経済構造の変容(1991~2005年)」,『経済 』57 2号, 136-150頁。 [10]
- , 端佐 史 著『現代ロシア経済論』,ミネ (2011年)「第3 マクロ経済・産業構造」, [11]
- [12] 中馬 的な分析を例に」、『スラヴ 』56号,91-125頁[http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/39228]。
- [13] 野部公一 (2003年) 『CIS 農業改 説』,(社)農 漁村 化協会。
- [14] 野部公一(2006 年)「ロシア農業・農業政策の変」」,農林水産省『主要国の農業情報調査分析報告書』(平成 18 年度)[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/h18/pdf/h18_russian_01.pdf]
- 修平(2011年)「ロシアの強い大統領制 -「重層的体制転」における制度形成過程の再検 -」,『 [15] ッパ 』第10号。
- [16] 修平「ロシアの選挙・政党データ」,ウェブサイト『ポスト社会主義国の選挙 政党データ(ベータ版)』 [http://www.seinan-gu.ac.jp/~sengoku/database/]
- [17] 村理人(1990年)『現代ソ連の国家と農村―農産物調達制度をめぐって―』,お の水書 。
- [18] 村理人(1997年)『ロシアの土地改 : 1989~1996年』,多 出版。
- (2008年) 『ロシアの市民意識と政治』, 応大学出版会。 [19] 手 二・上野

- [20] フョードロフ連邦農業大臣経歴 (ロシア連邦政府ウェブサイト) [http://government.ru/persons/193/]
- [21] ドヴォルコヴィッチ副首相経歴(ロシア連邦政府ウェブサイト)[http://government.ru/persons/185/]
- [22] ナルィシュキン下院議長経歴(ロシア連邦下院ウェブサイト)

[http://www.duma.gov.ru/structure/deputies/131138/]

[23] 『2008-2012 年度農業発展計画に係る国家報告』Национальный доклад « О ходе и результатах реализации государственной программы развития сельского хозяйства и регулирования рынков сельскохозяйственной продукции, сырья и продовольствия на 2008-2012 годы» 2008,2009,2010 年度版(ロシア連邦農業省ウェブサイ \)[http://www.mcx.ru/]

- [24] マトヴィエンコ上院議長経歴 (ロシア連邦上院ウェブサイト) [http://www.council.gov.ru/leaders/president/biography/index.html]
- [25] マネーリャ他(2009 年)「ロシア連邦の畜産業の現状(2009 年 8 月 1 日現在のデータによる)」О состоянии животноводства в Российской Федерации (по данным отчетности на 1 августа 2009 года) 『農業・加工企業の
 - 経済』 Экономика сельского хозяйства и перерабатывающих предприятии 2009 年 9 月 63-68 頁,同 10 月 66-74 頁。
- [26] モスクワ銀行間通貨取引所ウェブサイト[http://www.rts.micex.ru/]
- [27] ロシア連邦下院(国家院)ウェブサイト[http://www.duma.gov.ru/]
- [28] ロシア連邦経済発展省ウェブサイト[http://www.economy.gov.ru/]
- [29] ロシア連邦上院(連邦院)ウェブサイト[http://www.council.gov.ru/index.html]
- [30] ロシア連邦出納庁ウェブサイト[http://www.roskazna.ru/]
- [31] ロシア連邦政府ウェブサイト[http://www.government.ru/]
- [32] ロシア連邦大統領ウェブサイト[http://kremlin.ru/]
- [33] ロシア連邦統計庁ウェブサイト[http://www.gks.ru/]
- [34] ロシア連邦統計庁『ロシア統計年鑑』Российский статистический ежегодник 各年版。
- [35] ロシア連邦統計庁『ロシアの財政』Финансы Россий 各年版。
- [36] ロシア連邦統計庁『2006 年全ロシア農業センサス結果』Итоги всероссийской сельскохозяйственной перепись 2006 года.
- [37] FAOSTAT [http://faostat.fao.org/]
- [38] FAO (2009), "Russian Federation Analysis of the agribusiness sector in Southern Russia. [http://www.fao.org/docrep/012/aj281e/aj281e00.htm]
- [39] IMF ウェブサイト"IMF Primary Commodity Prices" [http://www.imf.org/external/np/res/commod/index.aspx]
- [40] E. Serova (2007), "Agro-holdings: Vertical integration in agri-food supply chains in Russia," in J.F.M. Swinnen (eds.), *Global supply chains, standards and the poor*; CAB International [http://www.cabi.org/], pp. 188-205.
- [41] USDA, Production, Supply and Distribution Online [http://www.fas.usda.gov/psdonline/psdHome.aspx]